

長久手市総合教育会議の概要について

1 概要

(1) 会議目的

総合教育会議を設置することで、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、長久手市の教育課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して、より一層民意に反映した教育行政への推進を図る。

(2) 会議の位置付けと構成員

ア 会議の位置付け 地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法第 202 条の 3 第 1 項の付属機関に当たらない。

イ 地方公共団体の長は総合教育会議を設ける。(招集する。)
(法第 1 条 4 の第 1 項)

ウ 構成員は地方公共団体の長及び教育委員会。
(法第 1 条 4 の第 2 項)

エ 地方公共団体の長が招集する。
教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。
(法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項)

ただし、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能

オ 必要に応じて保護者、住民、教職員等の関係者や学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。
(法第 1 条の 4 第 5 項)

※法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

2 会議の協議・調整事項

(1) 協議すべき事項として

- ア 大綱の制定に関する協議 (法第1条の4第1項)
- イ 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 (法第1条の4第1項第1号)
- ウ 児童、生徒等の生命又は身体に被害を生じ、又はまさに被害が生ずるおそれのあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置 (法第1条の4第1項第2号)

※協議・調整事項の具体例は・・・P3

(2) 協議すべきでない事項として

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない。」

- ア 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- イ 日常の学校運営に関する些細な事項

法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

- 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項。
 - ① いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合。
 - ② 通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。
- 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ① 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ② 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
 - ③ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
 - ④ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合など、いじめ防止対策推進法（平成25法律第71号）第28条第1項の重大事態の場合

3 協議・調整の結果の尊重義務

- (1) 調整が行われた事項については、お互いにその結果を尊重する。
(法第1条の4第8項)
- (2) 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。
(法第21条及び法第22条)

【会議における「調整」とは・・・】

教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。

【会議における「協議」とは・・・】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- (1) 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開すること。
(法第1条の4第8項)
- (2) 地方公共団体の長は、議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
(法第1条の4第7項)

5 その他

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとしたこと。
(法第1条の4第9項)